

地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

鈴鹿市教育委員会

鈴鹿市教育委員会規則第2号

地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則

地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成16年鈴鹿市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p><u>鈴鹿市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、鈴鹿市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である<u>職員に補助執行させること</u>に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（補助執行）</p> <p>第2条 教育委員会は、次の表の左欄に掲げる事務を同表の右欄に掲げる市長の補助機関である職員に補助執行させる<u>もの</u>とする</p>	<p><u>地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、鈴鹿市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である<u>職員をして補助執行させるため</u>、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（補助執行）</p> <p>第2条 教育委員会は、<u>その権限に属する事務のうち</u>、次の表の左欄に掲げる事務を<u>それぞれ</u>同表の右欄に掲げる市長の補助機関</p>

る。

補助執行させる事務	市長の補助機関である職員
1 生涯学習（公民館及びふれあいセンターに関するものを除く。）の推進に関する事務	文化スポーツ部長及び文化振興課の職員
2 社会教育に関する事務	
3 市立幼稚園の施設整備及び設備の維持管理に関する事務	こども政策部長、こども政策部次長及びこども政策課の職員
4 市立幼稚園の管理運営（職員の任免その他の人事に関するものを除く。）に関する事務	こども政策部長、こども政策部次長及びこども育成課の職員
5 市立幼稚園の園児の入園等に関する事務	こども政策部長、こども政策部次長及びこども育成課の職員
6 市立幼稚園の学校保健衛生に関する事務	こども政策部長、こども政策部次長及びこども育成課の職員

である職員に補助執行させる。

補助執行させる事務	市長の補助機関である職員
1 生涯学習（公民館及びふれあいセンターに関するものを除く。）の推進に関する <u>こと。</u>	<u>副市長</u> 、文化スポーツ部長及び文化振興課の職員
2 市立幼稚園の施設整備及び設備の維持管理に関する <u>こと。</u>	<u>副市長</u> 、こども政策部長、こども政策部次長及びこども政策課の職員
3 市立幼稚園の管理運営に関する <u>こと。</u>	<u>副市長</u> 、こども政策部長、こども政策部次長及びこども育成課の職員
4 市立幼稚園の園児の入園、 <u>転園及び退園</u> に関する <u>こと。</u>	<u>副市長</u> 、こども政策部長、こども政策部次長及びこども育成課の職員
5 市立幼稚園の職員及び園児の保健、 <u>安全、厚生及び福利</u> に関する <u>こと</u> （公立学	<u>副市長</u> 、こども政策部長、こども政策部次長及びこども育成課

7 教育相談に関する事務	こども政策部長、こども政策部次長及びこども家庭支援課の職員
8 鈴鹿市就学支援委員会に関する事務	こども政策部長、こども政策部次長及びこども家庭支援課の職員

(教育委員会会議への付議)

第3条 前条に規定する補助執行させる事務に係るもののうち次に掲げるものについて

校共済に関すること を除く。)	の職員
6 市立幼稚園の環境衛生に関すること。	副市長、こども政策部長、こども政策部次長及びこども育成課の職員
7 市立幼稚園の職員の服務に関すること。	副市長、こども政策部長、こども政策部次長及びこども育成課の職員
8 教育相談に関すること。	副市長、こども政策部長、こども政策部次長及びこども家庭支援課の職員
9 鈴鹿市就学支援委員会に関すること。	副市長、こども政策部長、こども政策部次長及びこども家庭支援課の職員

備考 この表において「副市長」とは、鈴鹿市副市長事務分担規則（平成19年鈴鹿市規則第60号）第2条の規定により分担する事務を担当する副市長をいう。

は、教育委員会の会議に付議しなければならない。

(1) 鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則（昭和31年鈴鹿市教育委員会規則第8号）第1条各号に規定される事項に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、特に重要な事項又は異例な事項に関すること。

2 補助執行を行う職員は、前項の付議する事項について、事前に教育委員会事務局と調整しなければならない。

（補助執行に係る事務処理）

第4条 第2条第1項の規定により補助執行させる事務に係る処理については、鈴鹿市教育長所管事務決裁規程（平成10年鈴鹿市教育委員会訓令第1号）の例による。

（専決）

第5条 前条に規定する事務処理のほか、補助執行に係る専決事項は、次表のとおりとする。

1 文化スポーツ部職員による専決事項

<u>専決事項</u>	<u>決裁権者</u>
<u>(1) 生涯学習事業に関すること。</u>	<u>課長</u>
<u>(2) 社会教育委員会に関すること。</u>	<u>部長</u>
<u>(3) 社会教育関係団体に関すること。</u>	<u>課長</u>

2 こども政策部職員による専決事項

専決事項	決裁権者
(1) <u>市立幼稚園の施設整備に関すること。</u>	部長
(2) <u>市立幼稚園の維持管理及び軽微な改修に関すること。</u>	課長
(3) <u>市立幼稚園の学校保健衛生に関すること。</u>	課長
(4) <u>市立幼稚園の幼児の生活事故等に関すること。</u>	課長
(5) <u>教育相談に関すること。</u>	課長
(6) <u>就学支援委員会に関すること。</u>	課長
<u>(委任)</u>	
第6条 <u>この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</u>	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。